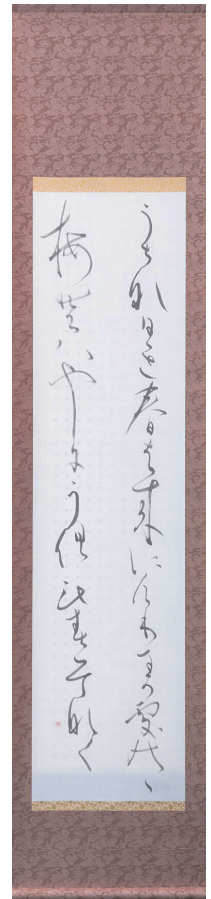


なが の けんしょう しゃ

長野県障がい者プラン2024

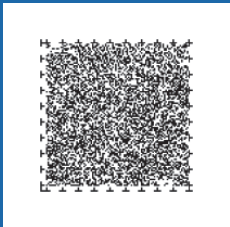
がい よう ばん

概要版



「本」

おもしろ
おもしろから持っていたなら
おもしろ
おもしろを受け取ってくれ
おもしろ
この筆者はどのおもしろをしてきたのだろうか
おもしろ
おもしろいけどむしろ読みたくなる
おもしろ
おもしろからいかにいかにいかに
おもしろ
ああ、この時間を持って余したくないおもしろ
おもしろ
このおもしろを共有できる喜び
おもしろ



けいかく さくてい あ
計画の策定に当たって

わ くに しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい ごうりてきはいりょ ていきょう ぎ むづ
我が国では、障害者差別解消法の改正による「合理的配慮」の提供の義務付
け、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や読書バリアフ
リー法等の新たな法整備が進められてきました。
また、県では、令和4年度に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づく
り条例」（長野県障がい者共生条例）を制定しました。

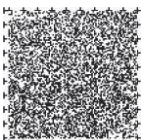
ながのけんしょう しゃきょうせいじょうれい すべ けんみん しょう う む だれ
長野県障がい者共生条例とは、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、誰も
が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のため、県の取り組むべき施策
や責務等を規定しています。

けいかく せいかく い ち
計画の性格・位置づけ

- この計画は、県障害者計画、県障害福祉計画及び県障害児福祉計画等の複数の計画
を一体化して策定しています。
- 本計画は、本県の障がい者施策の向上に関するものであり、県が取り組む施策だ
けでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場で自主的、積極
的な活動を行うための指針となることを期待するものです。

けいかく きかん
計画期間

- 令和6年度から令和11年度までの6年間です。
第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度まで
の3年間です。



すいしんたいせい
推進体制

けいかく かか しさく ちやくじつ すいしん はか けいかく じつこうせい かくほ つぎ ほうほう
計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法
により計画の推進及び進捗管理を行います。

しちやうそんとう れんけい
○ 市町村等との連携

しょう ぼけんふくしけん いきけいかく ちやくじつ すいしん じつげん はか けんおよ ちいき じりつしえん
障がい保健福祉圏域計画の着実な推進、実現を図るため、県及び地域の自立支援
きょうぎかい ば かつよう しちやうそん けいかく しんちよくかんり おこな かいだい はあく つと
協議会の場を活用して、市町村と計画の進捗管理を行い、課題の把握に努めます。

ながのけんしょう しゃしさくすいしんきょうぎかい
○ 長野県障がい者施策推進協議会

がくしきけいけんしゃ しょう しゃだんたい だいひやう こうせい ながのけんしょう しゃしさくすいしんきょう
学識経験者や障がい者団体の代表などで構成する「長野県障がい者施策推進協
ぎかい けいかく しんちよくかんり おこな しさくすいしん かいだい はあく けんとう
議会」において、計画の進捗管理を行うとともに、施策推進のあり方について検討
おこな
を行います。

ながのけんじりつしえんきょうぎかい
○ 長野県自立支援協議会

かくけんいき だいひやうしゃ かんけいきかん とうじしゃ こうせい ちいき しょう しゃとう
各圏域の代表者、関係機関、当事者などで構成され、地域における障がい者等
しえんたいせい かん かいだいきやうゆう たいせいせいび かん きょうぎ ば じりつしえんきょう
への支援体制に関する課題共有や体制整備に関する協議の場である「自立支援協
ぎかい しえんたいせい じゆうじつ かいだい かいぜん しさくか とく
議会」において、支援体制の充実や課題の改善・施策化に取り組みます。

しょう しゃだんたい いけんこうかん
○ 障がい者団体との意見交換

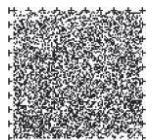
さいしん のニーズに即して効果的な施策の推進につなげられるよう、定期的に障がい
しゃだんたい いけんこうかん おこな
者団体との意見交換を行います。

けんみん きたい
○ 県民に期待する（される）もの

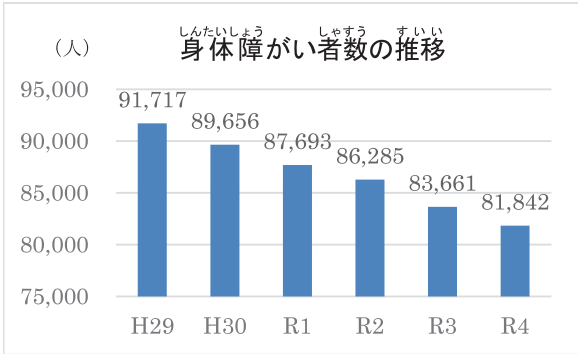
しょう しゃふくし すいしん あ こうてき じゆうじつ ちいきしゃかい
障がい者福祉の推進に当たっては、公的サービスの充実とともに、地域社会がみん
なで支え合う「誰にでも、居場所と出番のある長野県づくり」が求められています。

このため、県民一人ひとりがお互いに、地域社会において「支え手」でもあり「受
て けんみん しゆたいてき たちば
け手」でもあるという認識のもとに、すべての県民が主体的に、それぞれの立場で、
さきあ かつどう ちいき さんかく きたい
支え合い活動や、地域づくりに参画することが期待されます。

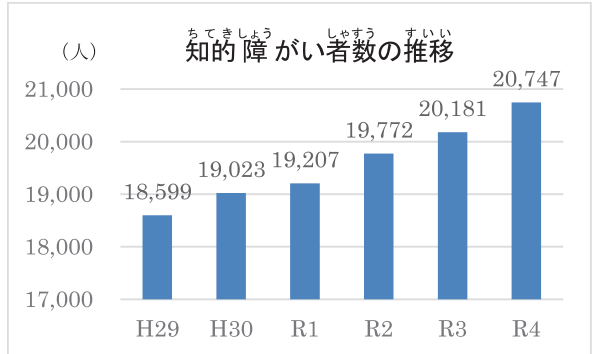
とく しゃかいてきしようへき と のぞ ごうりてきはいりよ ていきやう きやうせいしゃかいじつげん しょう
特に社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供や共生社会実現のための障がい
とう たい りかい そくしん はか もと
等に対する理解の促進を図ることが求められています。



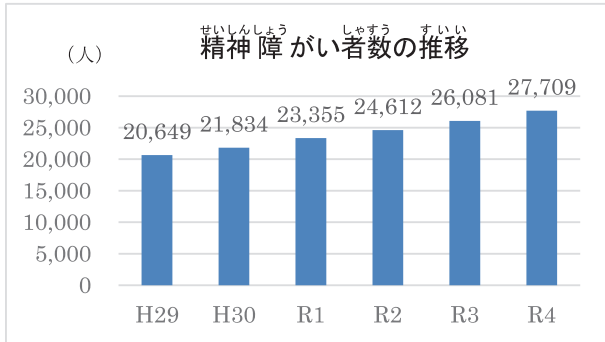
障がいのある人の現状



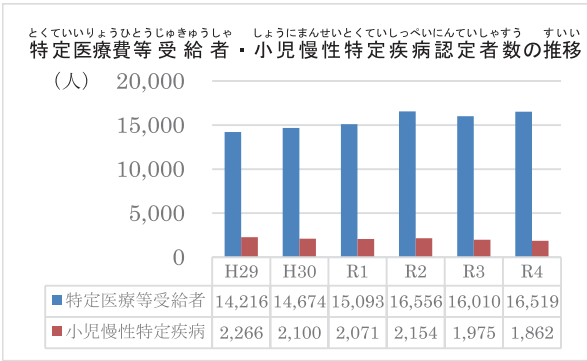
身体障がい者（手帳所持者）の方は、平成29年度と比較して、10.8%減少しています。



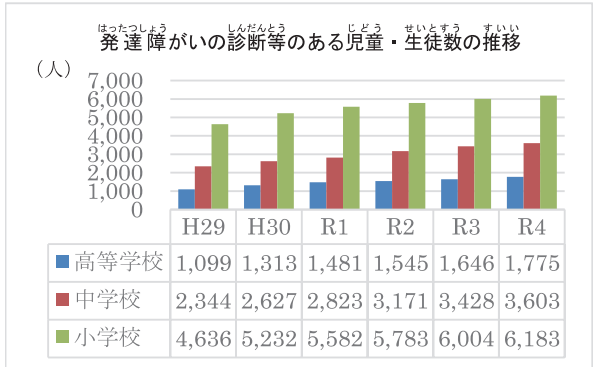
知的障がい者（手帳所持者）の方は、平成29年度と比較して、11.5%増加しています。



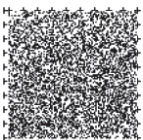
精神障がい者（手帳所持者）の方は、平成29年度と比較して、34.2%増加しています。



平成29年度と比較して、特定医療費等受給者は16.2%増加、小児慢性特定疾病認定者は17.8%減少しています。



平成29年度と比較して、小学校で33.4%、中学校で53.7%、高等学校で61.5%増加しています。

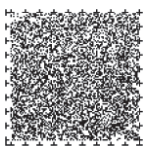
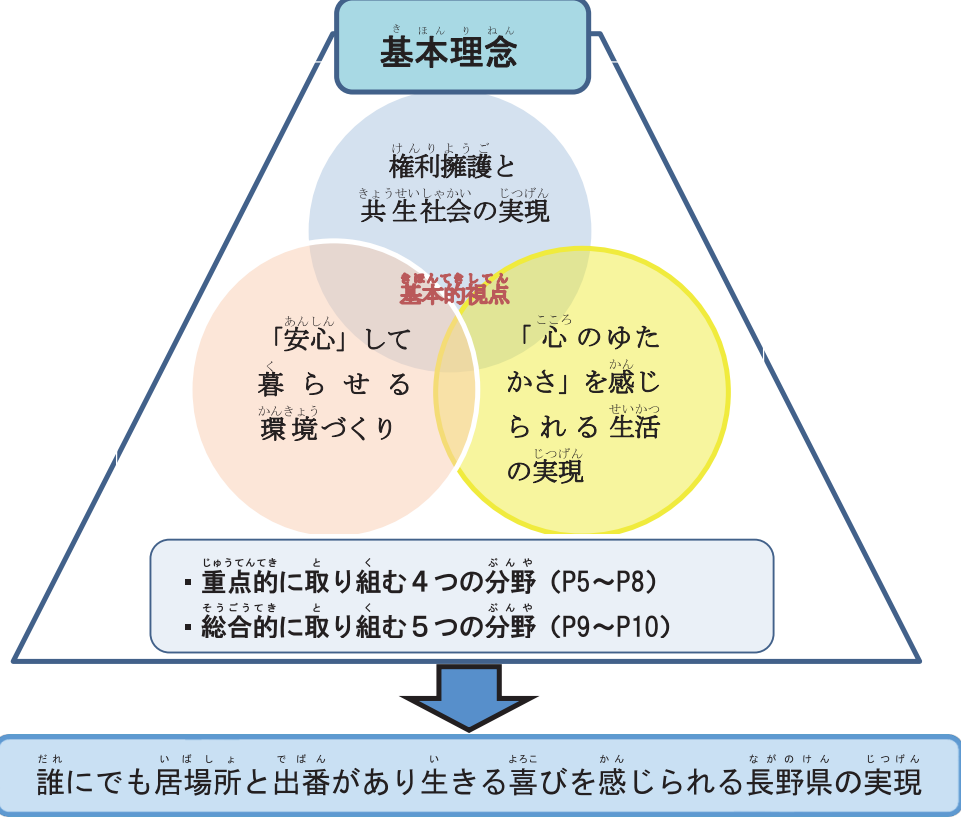


計画の概要

本計画では、基本理念を定めるとともに、その理念を支える基本的視点、重点的に取り組む施策及び分野別施策の方向を定めて、体系化を図り取組を進めることとしています。

基本理念
 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。

- 計画の基本的視点**
- 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現
 - 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり
 - 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現



重点的に取り組む施策

1 共生社会の実現に向けた取組の強化

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

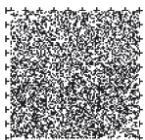
- 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方を普及啓発する動画配信やワークショップの開催など共生社会実現に向けた体験機会の創出により、県民の行動変容を促します。
- パラウェアNAGANOプロジェクトやザワメキサポートセンターの取組を通じて、障がいのある人とない人との交流機会を拡大します。
- 障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「信州あいサポート運動」や障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」の普及、ともいきカンパニーの認定拡大などにより、障がいに対する理解の促進を図ること、障がいのある人への差別解消を推進します。

主な達成目標

項目	現状 令和4年度	目標 令和11年度
あいサポーター研修受講者数	71,724人	83,000人
体験型教育プログラム「パラ学」(実施クラス数)	167クラス (令和3～4年度累計)	690クラス (令和3～11年度累計)



障がいのある方を支える「心」を2つハートを重ねることで表現。
後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すと同時に「SUPPORTER (サポーター)」の「S」を表現しています。



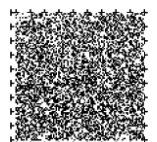
2 地域生活の充実

みづか せんたく ぼしょ あんしん く つづ ひつよう そうだんし えんたいせい
**自ら選択した場所で安心して暮らし続けられるよう、必要な相談支援体制やサ
 ービス基盤の整備等の取組を推進します。**

- コーディネーターの役割を担う者の配置促進や定期的な評価等の取組により、
 地域生活支援拠点等の機能強化を図ります。
- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターが担うべき役割・効果や
 設置済み地域の取組を周知し、基幹相談支援センターの設置促進を図ります。
- 人材の確保・定着を図るため、介護ロボットやICTの導入を支援するととも
 に、専門性向上を図るため、研修内容の充実を図ります。
- 障害福祉サービス事業所等への集団・運営指導の強化により、適切なサービス
 提供体制の確保を図ります。

おも たつせいもくひょう
主な達成目標

項目	現状 令和4年度	目標 令和8年度
施設入所者の地域生活移行者数	73人 (令和2～4年度累計)	167人 (令和5～8年度累計)
拠点がカバーしている市町村	74市町村	77市町村
地域生活支援拠点 等の整備	各圏域(地域)のコーディネーターの役割を担う者がカバーしている市町村	77市町村
	年1回以上の運用状況の検証・検討をしている市町村	74市町村
基幹相談支援センター (カバーしている市町村数)	50市町村	77市町村
短期入所サービスを行う事業所	164箇所	196箇所



3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障

生きがいのある充実した生活を保障するため、就労支援、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の支援、情報保障の充実等の取組を推進します。

- 本人の希望、就労能力、適性等に合った就労選択ができるよう県内の就労アセスメント体制の強化を図ります。
- 農業や林業分野と連携し、就労機会の拡大や多様な就労の場の確保を図ります。
- 障がい特性に応じた情報提供のため、意思疎通支援を行う支援者の養成等に取り組めます。
- スポーツに親しむ環境づくりや文化芸術活動の機会の拡大により、社会活動への参加支援の充実を図ります。

おも たつせいもくひょう 主な達成目標

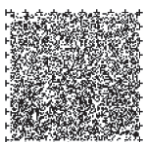
項目	現状 令和4年度	目標 令和11年度
法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	7,351人	8,455人 (令和9年度)
福祉就労強化（月額平均工賃の向上）	16,930円	22,000円
就労継続支援B型事業所に対する農業分野の就労支援（農業に取り組む事業所）	151事業所	180事業所
障がいのある人のスポーツ参加促進（障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブの割合）	31.9%	50.0%



ながのくるま
長野車いすマラソン大会



ぶんかげいのうほつびょうかい
文化芸術発表会



4 多様な障がいに対する支援の推進

医療的ケア、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

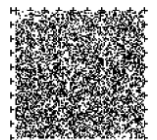
- 医療型短期入所の開設の働きかけ等により、医療的ケア児等に対する支援体制の整備を図ります。
- 発達障がい情報・支援センターでの情報発信や研修等により、発達障がい者支援の充実を図ります。
- 長野県西駒郷専用棟における支援を通じて蓄積した支援ノウハウの各施設への還元や支援者養成研修の実施により、強度行動障がいのある人への支援の充実を図ります。

おも たっせいもくひょう

主な達成目標

項目	げんじょう 現状 れいわ 令和4年度 ねんど	もくひょう 目標 れいわ 令和8年度 ねんど
いりょうがたんきにゆうしよじぎょうしよすう 医療型短期入所事業所数	かしよ 18箇所	かしよ 20箇所

項目	げんじょう 現状 れいわ 令和4年度 ねんど	もくひょう 目標 れいわ 令和11年度 ねんど
はったつしやうしゃかんりかいふきゆうけいはつ 発達障がい者に関する理解の普及啓発 (サポーター養成講座の受講者)	にん 17,211人	にん 20,000人
きやうどうしやうしえんしやようせいけんしゆう 強度行動障がい支援者養成研修 (実践研修修了者累計)	にん 1,047人	にん 2,097人

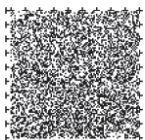


分野別施策の方向

- 1 障がいへの理解と権利擁護の推進**
- (1) 障がいに対する理解の促進（啓発・広報、研修会・体験会の開催）
 - (2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大（スポーツ・文化芸術の機会の拡大）
 - (3) 権利擁護、虐待防止の推進
 - ① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進（啓発、研修、相談体制の充実）
 - ② 権利行使の支援（成年後見制度の利用促進、選挙における権利行使の支援）
 - ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進（ボランティア活動、福祉教育の推進） など

- 2 地域生活の充実**
- (1) 地域生活の支援
 - ① 障がい福祉人材の確保・定着（研修の充実、施設職員の処遇改善、介護ロボット等の導入支援）
 - ② 障害福祉サービスの質の確保・向上（集団指導・運営指導の徹底、障害福祉サービスの内容等の公表）
 - ③ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進（地域生活支援拠点等の機能強化、居宅サービスや住まい・日中活動の場の充実、障がい児サービス提供体制の充実）
 - ④ 精神障がい者の地域移行の支援（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築）
 - ⑤ 障がいのある人にとって利用しやすい県立施設（障がいのある人の視点に沿った運営）
 - (2) 生活の安定に向けた取組（各種手当制度等の周知、県営住宅の入居支援）
 - (3) 相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの設置促進） など

- 3 安全で暮らしやすい地域づくり**
- (1) 安全な暮らしの確保
 - ① 防犯・交通安全対策の推進（保護対策、交通安全対策の推進）
 - ② 防災対策・災害発生時の支援の推進（市町村の個別避難計画作成への支援）
 - (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり
 - ① 福祉のまちづくりの推進（福祉のまちづくり、交通バリアフリー化の推進）
 - ② 住宅の整備に対する支援（障がい者にやさしい住宅改良の促進） など



4 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

- ① 一般就労の促進（相談・マッチング支援等の充実、企業等における雇用促進）
- ② 福祉的就労の支援（工賃アップに向けた取組の強化）
- ③ 農林業分野における就労支援（農福・林福連携による就労支援）

(2) 社会活動への参加支援の充実

- ① スポーツの裾野拡大と競技力向上（スポーツに親しむ環境づくりと支援体制の充実）
- ② 文化芸術活動の充実（ザワメキサポートセンターによる文化芸術活動の支援）
- ③ 生涯学習の推進（読書環境の整備）
- ④ レクリエーション活動の推進（ユニバーサルツーリズムの取組支援）

(3) 移動支援の充実（移動支援事業の充実、身体障がい者補助犬の給付）

- (4) 情報・コミュニケーション支援の充実（意思疎通支援者の養成・派遣） など

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実

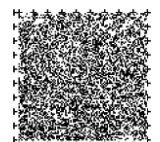
- ① 医療体制の充実（地域医療の充実、医療従事者の養成）
- ② 歯科口腔保健医療（歯科検診の推進）

(2) 多様な障がいに対する支援の充実

- ① 医療的ケア児等に対する支援体制の充実（支援体制の整備）
- ② 難病対策の推進（難病患者等の療養生活・社会生活への支援）
- ③ 難聴児支援の推進（難聴児の早期発見・早期療育）
- ④ 発達障がい者支援の充実（切れ目のない一貫した支援の充実）
- ⑤ 高次脳機能障害者への支援の充実（支援体制の強化）
- ⑥ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実（身近な地域での機能訓練サービスの充実）
- ⑦ 強度行動障がい支援の充実（適切に対応できる人材の育成）

(3) 教育・療育体制の充実

- ① 障がいの早期発見に向けた支援（早期及び継続的な支援体制の整備）
- ② 地域療育機能の強化（関係機関との連携とネットワーク機能の強化）
- ③ 特別支援教育等の充実（多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化） など



地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標等に関すること
 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

障がいのある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度とし、地域生活への移行や就労支援等に関する目標を設定しています。

主な項目	目標 令和8年度
入所施設から地域生活への移行者数 (令和5～8年度の累計)	167人
施設入所者数の減少数 (令和5～8年度の累計)	149人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上
精神病床1年以上の入院患者数	(65歳以上) 1,190人 (65歳未満) 737人
精神病床における早期退院率	・入院後3か月 68.9%以上 ・入院後6か月 84.5%以上 ・入院後1年 91.0%以上
地域生活支援拠点等の整備	・各圏域に1か所以上整備 ・コーディネーターの配置 ・年1回以上の検証
強度行動障がい者の支援の充実	各圏域で支援ニーズを把握し、支援体制を整備
一般就労への移行者数	455人
就労定着支援事業利用者数	181人
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	各圏域で推進体制を整備
医療的ケア児等支援センターの設置 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置 コーディネーターの配置	県医療的ケア児等支援センター継続、 県及び圏域の協議の場の継続、県及び各圏域でコーディネーターの配置
基幹相談支援センターの設置	各圏域等で設置

長野県健康福祉部 障がい者支援課 TEL:026-235-7103 / FAX:026-234-2369
 電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

表紙：第26回(令和5年度)長野県障がい者文化芸術祭 長野県知事賞受賞作品
 (上段左から 手芸部門/アンサンブル伊那 おおがや いちどう 書道部門/山本 茜桂さん、中段左から 工芸部門/穂谷 守夫さん、絵画部門/水野 結凜さん、下段左から 写真部門/吉田 みのりさん、文芸部門/Nさん。)
 この冊子には目の不自由な方のために各ページに音声コード(ユニボイス)を添付してあります。

